

The Japan Academy of Midwifery Newsletter NO. 16 発行所 日本助産学会  
**日本助産学会ニュースレター**  
 東京都千代田区富士見1-8-21  
 東京都助産婦会館内  
 TEL 03-3221-1020  
 FAX 03-3221-0417  
 代表者 近藤潤子



### 理想とする助産婦業務

小坂町健康保険病院

森 みね子

機会あって長年のインドネシア（以下印尼）生活に終止符を打つ時が来ました。その折、私は一つの決心をしたのです。それは私の将来を意図するものです。印尼での仕事の中から形づくられた、私なりの、助産婦の理想的なあり方を日本のどこかで実現してみたい、ということが一つ。そして、もしそれが今の日本では無理ならば、再び海外へ、特に開発途上国で私の意図を役立てられる国へ飛び出してもかまわないと。そして帰国した今、私は計らずも、理想とするに近い職場におちつくなってしまいました。

さて、私の理想とする助産婦の姿は、私自身ではなく、私をとりまくシステムにあるのです。それは印尼での仕事の実践の中から学びました。印尼における私の職場は、企業立の小規模病院でした。対象者は国籍を問わず来院出来ます。外来棟には日本人専用と産婦人科、家族計画の窓口が別々に設けられ、後者が私専用に与えられました。一緒に働くドクター達は3人で、いづれも産婦人科は専門外でしたので、全て性と生殖に関するることは私に委せられました。私が扱う対象者は妊娠婦からベビー達の他に、婦人科に関する相談、家族計画の相談及び実施（IUD装置・抜去）などです。対象者はいづれも国籍不問です。当院には現地の助産婦も4人いましたが、看護業務についていた為、妊娠婦健診や家族計画の業務は専ら私一人で行っていました。産婦人科に関する限りは、同性のよしみは万国共通のようです。同性であることは、国籍の相違をこえて、深い信頼関係をもつことが出来たのは嬉しい事でした。従って余談ですが、

昨今の日本の男性にも助産士を、と言う取組みには賛同しかねます。妊娠褥期というデリケートな心理状態の女性の信頼を得る為のテクニックは、理屈で左右すべきものではないと思われます。

ところで、外来受診者の大半は妊娠婦でした。超音波診断装置とドブラー、メジャー、血圧計、体重計、検査室等の力をかりて妊娠婦と胎児の健康管理をし、必要最小限のアドバイスを与えていました。何度か顔見知りになり、やがて冗談が言えるまでになると、すっかり信頼関係は出来上り、分娩にも積極的に構える様子がみえてきました。私の助産婦外来は、健康管理と同時に、リラックス出来る人間関係を作ることが主眼でした。分娩の依頼があれば正常な経過に限り引受け、異常がみつかれば本人が望む専門医へ紹介する。当院で御世話出来なかった事を詫び乍ら送り出すと、暫くして、無事に生れたベビーを連れて御礼に訪れる母親をみて、安堵のため息をされます。私の診療経験から、たった一度だけ連携プレイのうまく行かなかったケースがありました。ある妊娠の骨盤位が、あらゆる手を尽しても直らなかったので、依頼の電話を予めしたところ、日頃から正常な妊娠を取りしているかの如く言われ、そのドクター（中国人だったが）との関係もそれまでになってしまったのは苦い思い出となっていました。連携プレイには利害関係の生じない相手が望ましい、という教訓ともなりました。

さて、現在の私の意図する理想の職場を御紹介しましょう。母子センターに代る産婦科

と名称は変わったものの、機能は母子センター以上と自負しております。即ち、印尼の職場をそっくり移動させたも同様なのです。違うとすれば、ここには分娩室、個室の入院室2室、外来診察室が併設され、小じんまりと、実に便利に出来ているのが御気に入ります。因みに職員は私とナースの2人。これ以上に小さな規模はないでしょう。小規模でなければ出来ない看護が存分に出来ます。例えば母子同室制。3時間哺乳なし、哺乳量測定なし、手抜

をしている訳ではありません。必要性を認めないからです。そして最後に、町が若い母親達の強い働きかけで母子センターに代る産婦科は、近くの県立病院産婦人科の絶大な好意と協力のもとに、お互いの連携を保ち乍ら、一步早く、地域母子保健活動へふみ出しました。このようなシステム作りがこれから市町村で行う地域母子保健活動の基礎になることでしょう。

## 少子・高齢社会看護問題検討会報告書

平成6年4月より検討されていた標記の報告書が平成6年12月16日に厚生省健康政策局看護課より示されたので全文を紹介する。

### 1. 基本的考え方

少子・高齢社会における国民の最大の不安は、老後に必ず訪れる要介護期間への備えである。しかし、この人が人の世話をするという行為に対する社会的評価は必ずしも高いものではない。それは女性が多く従事する仕事であるという性差による偏見もあるのではないかと考えられる。

今後は、国民だれもが人生のいずれかの時点で体験する介護の問題に積極的に参加することにより、高齢社会を支える基盤をつくっていくことについて、国民の幅広い理解を得ることが重要である。本検討会においては、高齢社会に不可欠である人が人の世話をすることに対する社会的評価を高めるとともに、その水準の向上を図るために、それらの仕事のリーダー的存在である看護職員の資質の向上を図り、高齢社会を安心して迎えることができるよう諸施策を検討した。

看護職員については、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（以下「人材確保法」という。）に基づき質量両面にわたる確保を図るための施策が進められており、その就業者数は、現在のところ、平成3年12年に定められた看護職員需給見通しに沿って推移しつつある。

そうした中で、国民が慣れ親しんだ家庭での在宅療養を可能にする訪問看護を拡大するとともに、高度医療に対応するため看護職員の資質を向上すること、若年層が少なくなる

中で必要な看護職員を確保すること等が課題となっている。このため、現在の看護職員確保対策を着実に進めることと併せて、これらの新たな課題に取り組む必要がある。

### 2. 看護をめぐる状況の変化と対応の方向

#### (1) 高齢化の進展と看護サービス

高齢化の進展とともに、疾病構造が変化し成人病などの長期慢性疾患が増加してきている。また、寝たきり老人や痴呆性老人など世話を必要とする者が増加する一方で、家庭の介護力が低下してきており、高齢者の看護・介護が社会的な課題となってきている。このため、次のような点を念頭に置いて看護サービスの拡充や看護職員の資質の向上を図ることが重要である。

- 慢性疾患は、生活習慣と密接に関係していることから、患者のセルフケア能力を高めるために、教育的な働きかけとしての看護が求められる。

- 痴呆性老人やいわゆる植物状態の患者などへの看護の事例の検証から、看護そのものが優れた治療的効果を持つことが実証されている。こうした看護機能の評価を進め、普及を図る必要がある。

- 高齢者等長期の療養を必要とする者は、医療機関に入院したときから在宅での生活を念頭においた看護が必要となる。さらに、在宅医療のニーズに対応するため訪問看護サービスの質と量を拡充することも必要である。

- ケアを必要とする者は保健医療サービス

のみならず福祉サービス等も必要とすることから、看護と福祉等との連携が必要である。その際には、ケースマネジメントの能力が重要となる。

また、高齢化が進む一方で、少子化も進むので、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つための支援が重要となってきており、この面でも看護職員が重要な役割を果たすこと期待されている。

### (2) 医療の高度化・専門化と看護サービス

医学・医術の進歩により、高度で複雑な医療にふさわしい看護が必要となっている。高度医療に伴う看護は、緻密な観察に基づく的確な判断と技術を求められることが多く、また患者の精神的緊張や不安を緩和するための働きかけや患者が自分の意思を表現することの支援も要求される。

また、高度医療の現場は多くの専門職種が連携して活動する場であり、患者の最も身近にいる看護職員には患者、家族、医師及び医療関係職種の間の調整役として、医療がより円滑に提供されるための調整力が求められる。

これらを踏まえ、医療の高度化・専門化に対応するためには、看護職員の資質の向上を図ることが重要である。

### (3) 少子化と看護職員の確保

出生率の低下により、若年労働者を中心とした労働力人口の伸びの鈍化が見込まれている。こうした中で、国民の求める看護ニーズを提供するために必要な人材の質と量を確保するためには相当の努力が必要となる。このため、人材確保法に基づき、処遇の改善、就業の促進、養成力の強化等の諸施策が推進されているが、今後とも更に施策の充実が必要である。特に教育体制を魅力あるものとすることが重要になってくるであろう。

看護職員は、養成所と学校において養成されているが、准看護婦養成所、看護婦養成所、短期大学、大学の間で施設、設備、教員の体制、教育内容等に著しい格差がある。大学、短期大学への進学率は平成6年で、男子40.9%、女子45.9%に達し、国民全体の教育の高学歴化が進展している。看護教育についても大学が急速に増加し、平成6年には大学31校、短期大学63校となっている。大学、短期大学の平成6年4月の入学生は、看護婦3年課程

1学年養成定員の23.3%を占めている。看護の分野に優秀な人材を確保するためには、養成施設を魅力あるものとする必要があり、大学の整備や養成所の教育環境の向上が望まれる。

### (4) 國際的な動向

諸外国においては、近年、高齢社会における看護の質の向上を求めて看護教育の改革が進められている。

イギリスにおいては、慢性期ケアとプライマリヘルスケアを重視する観点から地域や在宅で看護を提供できる資質の高い看護職員が求められ、1986年に出された“プロジェクト2000”と呼ばれる報告書に基づき、看護教育を学士レベルに引き上げるとともに、准看護婦教育が停止された。

デンマークでは1990年に看護婦法が改正され、基礎教育は3年6か月から3年9か月に延長され、看護学士が授与されることとなった。これは在宅看護の強化を意図したものであり、訪問看護実習が5週間から4か月に延長された。

オーストラリアにおいても、1984年から1993年にかけて看護基礎教育は病院に附属した養成形態から高等教育機関による養成に移行された。

米国では看護婦の専門的な看護実践を支え、看護の質を保証していくため、現在、14万人の修士号をもつ専門看護婦が存在している。ヨーロッパでも看護の大学教育の進展に伴い、専門看護婦の育成と認定が活発になってきている。

我が国においても看護の水準を向上させていくためには、こうした国際的な動向を踏まえて対応することが求められている。

## 3. 具体的な方策

看護をめぐる状況の変化を踏まえた課題は、少子化、高齢化への対応とそこで必要とされている看護職員の資質の向上を図り、国民の治療や看護に対する選択の幅を広げ、その安心と満足を得られるようにすることである。

### (1) 看護基礎教育の充実

#### ① 大学等高等教育の充実

在宅医療、訪問看護及び高度・専門医療によりよく対応し得る看護職員を養成するため、看護系の大学及び大学院の整備を促進する必

要がある。将来的には大学が看護職員養成の主流となることも十分に考えられる。

国立病院、療養所附属の看護婦養成所についても、看護系大学の整備の進展に対応して看護教育の向上、幹部看護婦の養成、高度先進医療等の臨床看護研究等を進めるために、修了者が看護の学士を授与され得る課程を持つ4年制看護大学校の整備を行う必要がある。

このような看護系大学等の整備の進展に対応して次のような措置を講ずるべきである。

- 平成3年に大学や短期大学の設置基準が詳細な基準から大綱化されたところであり、大学等の特性を踏まえた保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則等の見直しを行なうべきである。

- 看護婦養成所の卒業生が大学へ編入できる道を早期に開くことが望まれる。

### ② 養成所の魅力向上

大学の整備と併せて、養成所の魅力を向上させることも不可欠である。そのためには、養成所の施設、教員、実習施設等の充実が必要である。特に教員については、資格や処遇の向上を図るとともに、訪問看護教育を担当する教員や養成施設の増加に伴う教員の確保が重要である。

さらに、養成所の魅力を向上させるためには、養成所の創意工夫を助長することが必要であり、例えば、看護婦養成所が保健婦養成所を併設し、4年間で看護婦・士と保健婦・士の資格を同時に取得できるようにすることも検討に値する。

なお、少子化の進展や看護系大学の整備の促進に対応し、養成所の再編成が必要となるケースも生じるであろう。

また、大学や短期大学の卒業者の看護婦養成所への入学が増加していることに対応してカリキュラムを弾力化すべきである。すなわち、大学等の卒業者については、大学等における既習の学習内容を評価することにより、学習の総時間数の短縮等を図る必要がある。この場合、編入制の導入や大学の卒業者のみの学級編成も検討すべきである。

### ③ カリキュラムの充実

看護ニーズの変化に対応した看護職員を養成するため、カリキュラムの内容を見直す必要がある。具体的には、人間科学、高齢者看

護・在宅療養者看護・精神看護等の分野や社会福祉学等を強化すべきである。

現在のカリキュラムは時間制で定められているが、大学、短期大学との単位の互換を円滑に実施するためにも単位制の導入を検討すべきである。単位制の導入により、学生がその状況に応じた多様な学習形態を選択することも可能になる。

看護職員の活躍する場は、訪問看護ステーション、老人保健施設、社会福祉施設等、病院、診療以外の多様な職場に拡大してきている。このため、臨地実習に関して、訪問看護ステーション、老人保健施設、老人病院、社会福祉施設等での実習を可能にすべく、実習の場所の対象範囲の拡大を図るべきである。

保健婦・士、助産婦、看護婦・士の養成を、統合したカリキュラムで実施することが今後の課題である。

### (2) 准看護婦養成のあり方

准看護婦問題については、各方面において永年論議されてきたところであるが、本検討会においては、その養成を停止すべきという意見と制度の改善を図りつつ継続すべきとの意見があった。この問題については、現在准看護婦免許を有する者の将来や今後の看護職員全体の需給状況等を勘案しながら、准看護婦学校養成所等の実態の全体的把握を行い、関係者や有識者、国民の参加を得て速やかに検討し結論を得るべきである。

なお、准看護婦養成所については、生徒が集まりにくくなっている傾向もあり、希望する養成所については、看護婦養成所等への移行を支援するための措置を実施する必要がある。

また、准看護婦養成所については、これまでの運営努力を評価できる反面、次のような問題点も指摘されており、自主的な改善を促すとともに行政として厳正に対処すべきである。

- 准看護婦養成所の生徒は、就労を前提とし、職場を辞めると学校も退学せざるを得ない状況にあるケースがある。

- 准看護婦養成所の生徒が医療機関で就労している場合、有資格者と同様の行為を行っているケースがある。

高等学校衛生看護科の生徒の約8割は、看

護婦・士を目指して短期大学、専攻科、養成所等に進学していることから、衛生看護科は看護婦・士の養成に寄与しており、今後とも専攻科の充実や大学、短期大学への進学機会の拡大を図る必要がある。

療養型病床群、老人病院等では准看護婦・士が多数働いているが、高齢者に良質な看護を提供するためには、療養上の世話についての教育を充実する必要から、准看護婦・士から看護婦・士になる教育の機会を増加することが必要である。このため国は准看護婦・士から看護婦・士への道を拡大する計画を立て、看護婦2年課程の拡充や通信衛星等を活用した教育を推進すべきである。

#### (3) 国家試験出題基準の作成

カリキュラム等の検討に併せ、看護職員の国家試験について、医師、歯科医師と同様の国家試験出題基準を作成することを検討すべきである。

#### (4) 生涯教育の充実

##### ① 研修の充実

看護ニーズの変化に対応するため、研修の充実を図り、生涯教育のシステム化を促進すべきである。

特に、卒業直後の看護職員には十分な看護実践能力を期待することができないため、資格取得後の実務研修を充実することが必要である。

##### ② 専門看護婦等の認定

高度の専門知識や技術を要する看護業務が拡大していることから、専門看護婦等の育成と認定が必要となっている。このため、医療全体の動向を踏まえ、当面は、現在職能団体が検討している専門看護婦等を認定する仕組みを確立することが望まれる。

#### (5) 訪問看護の普及

従来は、看護職員は病院、診療所等施設内で活動することが多かったが、訪問看護においては療養者の生活の場において自ら観察、判断、実践、評価し、社会資源を開発、利用してマネジメントする能力をこれまで以上に必要とすることから、訪問看護を普及するためには、こうした能力を身につけた人材を養成することが不可欠である。

また、訪問看護を普及するため、人材の養成と併せて、医師の指示と看護婦の行為につ

いての関係を整理するための研究班の設置、守秘義務、記録義務等の法的整備等を進めるべきである。

さらに、地域で活動する訪問看護婦が増加していくのにに対応して、地域における保健婦・士、助産婦、看護婦・士の役割を明確にすることが必要となる。

#### (6) 介護問題と看護職員需給見通しの点検

高齢者の介護が大きな課題となってきており、厚生省においても高齢者介護対策本部を設置し、サービスの拡充とシステム化が検討されているが、医療の現場における介護について議論があることから、介護ニーズに円滑に対応できるよう看護と介護の関係を検討すべきである。

また、看護職員の必要数も高齢者の介護システムのあり方に左右されることから、看護職員需給見通しについても、新たな高齢者介護システムの確立に併せて点検を行う必要がある。

なお、医療機関の看護・介護体制を充実するため10月から実施された新看護体系においては、看護職員を評価する体系と看護補助職員を評価する看護料体系に改められ、看護の分野において看護補助者が位置付けられたので、看護補助者の資質の向上を図るために措置を講ずるべきである。

#### (7) 看護婦等の名称の変更

少子・高齢社会に対応し、男子の看護業務への参加を促進するため、保健婦助産婦看護婦法を見直し、保健婦・保健士、看護婦・看護士という性による名称の区分を廃止し、統一を図ることを検討すべきである。

#### ▼少子・高齢社会看護問題検討会委員会名簿

○伊東 光晴 京都大学名誉教授

○川村佐和子 東京医科歯科大学教授

☆行天 良雄 医事評論家

☆坂上 正道 北里大学客員教授

☆下村 健 健康保険組合連合会副会長

☆竹中 浩治 厚生年金事業振興団常務理事

橋本 泰子 東京弘済園弘済ケアセンター所長

羽田 澄子 映画監督

平山 朝子 千葉大学看護学部長

☆南 裕子 兵庫県立看護大学学長

※印は座長 ○印は座長代理 ☆印は起草委員

◆ ICMからのお知らせ

ICMからのお悔やみ状

今般の阪神大震災に対して、1995年1月20日にICM本部から、日本看護協会、日本助産婦会、日本助産学会宛にFAXにてお悔やみ状が届きました。

「ICMおよび全世界の加盟団体を代表して、全ての皆様、特にICM神戸大会において暖かく迎えて下さった方々に、お悔やみとお慰めとお祈りをお送りします」

翻訳 近藤潤子理事長

ICMアジア太平洋地域会議

前号でお知らせした「ICMアジア太平洋地域会議」のご案内と申し込み用紙等が本学会にも届きました。案内書をご希望の方は、90円切手を貼った返信用封筒（大形定形12×23.5cm）を同封して**本学会事務局**にその旨書いてご請求下さい。

▼会議の概要

会期；平成7年6月7(水)～8日(木) 会場：国立婦人教育会館（埼玉県、嵐山町）

テーマ；助産婦活動の原点 言語；英語、日本語（同時通訳） 参加費；2万円

発表内容；当地域内各団体を代表する助産婦がその国の「助産、母子保健の現状」と「本会議のテーマに沿った特徴的な助産婦活動」について発表し会場全体で討論します。（したがって演題募集はありません）

円高の日本で開催のため海外からの参加者の負担を切り詰めるため経費節減を図ったので、会場の制約から収容数は600名、社交行事も行なえません。

日本には本学会を含め3団体がICMに加盟していますが、参加希望者が収容可能数を超えた場合各所属団体で調整せざるを得ないので、本学会所属で申し込まれる方は、往復はがきでの申し込み先を本学会として下さい。先着順で受け付けます。

第24回ICM大会（オスロ）の演題（抄録）募集

主催；ノルウェー助産婦会 会期；1996年5月26(日)～31日(金) 会場；Oslo Spektrum  
テーマ；The Art and Science of Midwifery Gives Birth to a Better Future（助産の原理と科学はよりよい未来を産む）

要望演題；Reproduction and Infant Health（生殖と乳児の健康）

Cultural Differences in Childbirth Practice and Midwifery

（出産の実際、助産における文化的多様性）

Psychological Aspects of Childbirth（出産への心理学的視点）

Physiological Aspects of Childbirth（出産への生理学的視点）

Midwifery Education, Research and Leadership

（助産婦教育、研究とリーダーシップ）

応募要領；1名1題のみ 発表様式；口演、ポスター、ビデオ 口演；15分

抄録；英語 提出期限；1995年6月1日（郵便に限る） 指定の用紙使用のこと。

発表申し込みは登録料の払い込みを前提とする。

本論文の提出期限；1995年12月1日

英文の応募要領および抄録用紙の請求はA4版（21.5×30cm以上）返信用封筒に270円の切手を貼って同封の上、本学会事務局にその旨書いてご請求下さい。

なお、オスロ大会への参加団体の組織については、今後学会で検討の上お知らせします。

（国際担当理事 松本 八重子）

## 日本助産学会設立10周年記念「記念論文」と「ロゴマーク」の募集

昭和61年5月に発足した日本助産学会は、平成8年に10周年を迎えようとしております。学術集会の開催や学術誌の発行、ワークショップの開催、ニュースレターの発行など学会としての活動を鋭意行い、平成5年には日本学術団体に加入致しました。学術団体として10周年を迎えるにあたり、学会の「ロゴマーク」を公募して制定すると共に、記念論文も募集し、優秀者には式典で発表していただく計画をたてております。それぞれの募集要項をご覧の上、ふるってご応募下さい。

### 【日本助産学会設立10周年記念論文募集】

日本助産学会設立10周年を記念し、論文を募集します。

尚、詳細は平成7年3月21日(火)の総会時にお知らせいたします。

1. 応募資格：日本助産学会の会員に限る。
2. 応募〆切：平成7年12月10日(火) 消印有効
3. 論文の内容：助産学の発展、助産婦の将来などに関するもの
4. 投稿規定：400字詰め原稿用紙、30枚(図表を含む)
5. 賞金その他：最優秀の論文については、記念式典で発表すると共に、学会誌に掲載し賞金を贈呈する。

### 【日本助産学会ロゴマークの募集】

下記の要領で、ロゴマークを募集します。ロゴマーク応募申込用紙は、日本助産学会事務局へ、返信用封筒に80円切手を添えて申し込んで下さい。

1. 名称と形式について
  - (1) 邦文名称 日本助産学会
  - (2) 欧文名 JAPAN ACADEMY OF MIDWIFERY
  - (3) 形式 B5判 色3色
2. 締切  
平成7年12月10日(火) 消印有効  
発表は、平成8年3月 10周年記念式典で行なう。
3. ロゴマークの作成に当って  
日本助産学会の設立趣意並びに学会の目的に関連のあるテーマで作成すること。
4. 応募資格  
一般公募 共同応募も可
5. 応募基準
  - (1) 応募作品は未公刊のものに限る。
  - (2) 作品には、欧文および邦文の題名をつけること。  
作品については、作成の意図やメッセージを(100字以内)つけること。
6. 賞について  
賞金 30万円 並びに賞状
7. 応募作品の送付先  
〒102 東京都千代田区富士見1丁目8番21号  
日本助産学会事務局 ロゴマーク選考委員会宛

## 日本助産学会「ロゴマーク」応募申し込み用紙

応募者氏名（所属） (共同応募の場合、全員の氏名・所属)	
ロゴマーク (ロゴマークのテーマ)   ICMのロゴマーク です。	
作成の意図、趣旨 (100字以内)	

- \* 投稿申し込みの締切は、平成 8 年 12 月 10 日です。
- \* ご不明の点があれば、下記までお問い合わせください。

## [応募作品の送付先]

〒102 東京都千代田区富士見 1 丁目 8 番 21 号 (又は、徳島県徳島市蔵本町 3 丁目 18-11)  
日本助産学会事務局 (又は、徳島大学医療技術短期大学部助産学特別専攻  
ロゴマーク選考委員会 ( FAX 0886-31-9612 TEL 0886-33-7405 ロゴマーク選考委員会)  
FAX 03-3221-0417 TEL 03-3221-1020

## 日本助産学会主催「講演会」のお知らせ

1. 日的 英国の助産学教育の現状から、わが国の助産学教育への示唆を得る。
  2. 期日 平成7年4月16日(日) 13:00~15:00
  3. 内容 学術講演 講師 高橋 浩美  
“英国の助産学教育について”
  4. 会場 東京医科歯科大学5号館 4階講堂(320名収容)
  5. 参加費 2000円
- \*高橋 浩美氏  
 1983年に日本で助産婦の資格を取得後、臨床で助産婦として活動する。その後英国に留学し、1993年に英國立オックスフォードブローカー大学4年制助産学士課程を卒業し、学士号及び英國助産婦免許取得す。  
 現在、ロンドンにて、開業助産婦グループ、スペシャル・デリバリー・ミッドワイフリーブラクティスにて、助産婦として活躍中。  
 1992年 Cosatto Student Midwife of The Year 授賞

## 日本助産学会主催「シンポジウム」のお知らせ

WHOコンサルタント、M.ワグナー博士の来日の合わせて、下記の学術講演とシンポジウムを企画しております。お誘い合わせのうえご参加下さい。

1. 目的 WHOの出産科学技術についての勧告や、わが国の助産学研究者の研究成果を、助産学生及び一般の女性や母親を対象にして、広くその知見を実際に応用する。
2. 期日 平成7年9月1日(金) 9:00~17:00
3. 内容
  - 1) 学術講演 M.ワグナー博士  
WHOの出産科学技術についての勧告  
妊産婦の基本的権利としてのケア
  - 2) シンポジウム  
“未来の母と子のために” 産み育てる環境を整えよう！
4. 会場 シェーンバッハ、サボー  
(会場は変更する可能性もあります。次回のニュースレターで、再度ご案内します)

## 第9回日本助産学会学術集会開催のお知らせ

第9回日本助産学会学術集会をメインテーマ「地域保健を担う助産婦」のもとに、下記のとおり開催いたします。多数の皆様の参加をお待ちしております。

会長 佐々木 敦子

1. 期日 1995年3月21日(火曜日・春分の日) 9:30~17:30
2. 会場 ホテルブエナビスタ  
松本市本庄1-2-1 (TEL 0263-37-0111)
3. プログラム

\*会長講演：「地域保健を担う助産婦像」

演者 佐々木 敦子 信州大学医療技術短期大学部  
座長 三井 政子 岐阜大学医療技術短期大学部

\*一般演題：口演、示説

\*日本助産学会総会

\*シンポジウム：「地域母子保健の活性化に向けて」

座長 平澤 美恵子 日本赤十字看護大学

柳沢 節子 信州大学医療技術短期大学部

演者 堤マサエ 山梨女子短期大学

松岡 恵 東京医科歯科大学保健衛生学科

朝比奈 順子 お産＆子育てを支える会

中村 晶子 松本市役所市民健康課

終了後、同ホテル内において懇親会をいたします。是非ご参加ください。18:00～20:00

#### 4. 学術集会参加・懇親会参加・昼食希望について

##### 1) 参加費

学術集会参加費は8,000円(1995年1月20日以降は9,000円)

懇親会参加費は8,000円

##### 2) 学術集会参加・懇親会の参加申し込み方法

参加を希望される方は、参加費を下記に振り込んでください。会員以外の方のお申し込みも歓迎いたします。

郵便振替用紙は、1人で1枚を使用して申し込んでください。

学術集会参加費・懇親会参加費・昼食代の振り込み先

郵便振替口座	00500-4-24140
口座名称	第9回日本助産学会学術集会

参加申し込みをされた方には、学術集会の討議を円滑にするために「集録」を事前にお送りする予定です。2月20日以降に振り込みをされた方は、振り込みの確認ができないことがありますので、振り込み票を持参してください。

なお、宿泊ホテル、航空券、JR座席指定券等のご希望の方は早めにお申し込みください。ご案内をお送りいたします。

年会費の申し込みは別です。お間違いのないようにお願いします。

##### 3) 昼食申し込み

昼食用弁当をご希望の方は、あらかじめ学術集会参加費と同時に申し込んでください。

1食2,500円、昼食券は事前にお渡ししますので、当日その昼食券と弁当をお引き換えてください。

#### 5. 会場への案内

ホテル プエナビスタ

松本市本庄1丁目2番1号 〒390

TEL0263(37)0111 FAX0263(37)0666

鉄 道一中央本線、篠ノ井線、大糸線、松本電鉄  
上高地線、松本駅下車 徒歩5分。

バ スー松本電鉄バスター・ミナル下車 徒歩5分。

お 車ー中央高速長野道松本I.C. でお降りください。

飛行機ー松本空港からはバスにて(約25分)松本バスター・ミナルにお越しいただけます。



## 6. 連絡先

第9回日本助産学会学術集会事務局  
 〒390 長野県松本市旭3-1-1  
 信州大学医療技術短期大学部専攻科  
 TEL 0263-35-4600(内線3581・3582)  
 FAX 0263-32-6023



## 第9回日本助産学会総会開催のお知らせ

## 会員各位

第9回日本助産学会総会を下記のとおり開催いたします。万障お繰り合わせのうえご出席下さいますよう、ご案内いたします。

日本助産学会 理事長 近藤 潤子

## 記

1. 日 時 1995年3月21日(火) 13時15分～14時00分
2. 会 場 ホテルブエナビスタ 3階鳳凰(第1会場)  
〒390 長野県松本市本庄1丁目2番1号
3. プログラム 1) 平成6年度活動報告、収支決算報告  
2) 平成7年度事業計画、収支予算案審議

- \* 当日は、会員証を携行し、受付に提示して総会要項を受け取り総会に臨んで下さい。尚、会員には事前に参加券をお送り致し、総会前に参加券を確認します。
- \* 当日受付に学会本部のコーナーを設けて、平成7年度会費を受付、入会案内の配布などを致します。ご利用下さい。

## 第9回評議員会開催のお知らせ

## 評議員各位

第9回評議員会を下記のように開催いたしますので、多事他端の折りではありますが出席下さいますよう、ご案内いたします。

日本助産学会 理事長 近藤 潤子

## 記

1. 日 時 1995年3月20日(月) 16時00分～17時00分
2. 会 場 ホテルブエナビスタ 3階 葵  
〒390 長野県松本市本庄1丁目2番1号
3. プログラム 1) 平成6年度活動報告、収支決算報告  
2) 平成7年度事業計画、収支予算案審議  
3) 第11回日本助産学会学術集会会長選出

## 母子保健・助産婦に関する諸般の動向

### \* 死亡診断書等の書式及び様式の改正について

既にご承知かと思いますが、平成6年10月21日付けで、厚生省令第68号「医師法施行規則等の一部を改正する省令」、厚生省令第69号「死産届書、死産証書及び死胎検査書に関する省令の一部を改正する省令」、法務省・厚生省令第1号「出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令」が制定され、平成7年1月1日から施行されることになりました。

これにより死亡診断書(死胎検査書)、死産証書(死胎検査書)及び出生証明書の書式並びに様式が改正されました。この全容は、平成6年10月21日(金)付け、官報(号外第200号)に掲載されております。なお、厚生省からは12月13日に死亡診断書(死胎検査書)記入マニュアルが発行されました。

## 評議員選挙に関するお知らせ

庶務担当理事 小木曾みよ子

1995年度(平成7年度)は評議員選挙の年ですので、つぎのことをご承知下さい。

1. まず、1995年度会費の6月末まで(厳守)納入が必要です。
  - 選挙権は、1995年度会費を本年6月末までに納入した普通会員に与えられます。
  - 被選挙権は、1993年度に入会し、1993年度・1994年度の会費が納入されており、さらに1995年度会費を本年6月末までに納入した普通会員に与えられます。
2. 選挙・被選挙地区の登録が希望できます。
  - 同地区の変更、確認などで登録の希望を有する方は、本年6月末までに登録して下さい。(登録のない場合は現在の連絡場所の所属する地区とします。)
  - 登録は、はがきに会員番号・氏名・連絡場所を明記のうえ、希望地区名を書いて下さい。送付先は、学会事務局で期日は本年6月末までです。



## 事務局便り

- \* 大変な震災に遭遇しました阪神の皆さんに、衷心よりお見舞い申し上げます。1日も早く復興されて、安心した日常生活を営めるよう祈念いたしております。助産学会として、連絡などの援助活動を行って下さっている方々に、活動資金を些少ですがお送り致しました。
- \* 平成6年に検討された「少子・高齢化社会看護問題検討会」の報告書が厚生省より提示されました。基本的な考え方や具体的方

策をよく吟味して、助産学教育の質の向上や母子保健の向上に生かせるよう本年度からの政策を見守り、かつ建設的な意見を提言していきたいものです。

- \* 来年の助産学会10周年記念に向けて、記念論文や「ロゴマーク」が公募されました。ふるってご応募下さい。
- \* 今年度は、本学会主催の「講演会」や「シンポジウム」が実施されます。多くの方々のご参加をお待ちいたしております。